

<付属書>

アンケート調査および聞き取り調査の結果

目次

1. 調査項目および趣旨	1
(1) 連結納税制度	1
(2) 研究開発税制	1
(3) 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制	1
(4) 国際課税制度	2
(5) 国土強靱化税制	2
2. 調査結果	3
(1) 連結納税制度	3
(2) 研究開発税制	4
(3) 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制	4
(4) 国際課税制度	5
(5) 国土強靱化税制	7

1. 調査項目および趣旨

本会会員に対して税制に関する問題意識を問う調査を実施した。調査は、①税制全般に関するアンケートと、②調査の結果浮かび上がった重要項目を深掘りして尋ねる聞き取り調査の2段階で行った。

調査結果は、重要項目についてアンケート調査と聞き取り調査の両者を1つにまとめた。重要項目は、次の5点である。

- ・ 連結納税制度
- ・ 研究開発税制
- ・ 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制
- ・ 国際課税制度
- ・ 国土強靱化税制

(1) 連結納税制度

本税制は、わが国の国際競争力を高めるため、事業部の完全子会社化などの事業効率を高める組織再編税制として導入がなされたが、先進諸外国に比べて活用が進んでおらず、現行制度の見直しを望む声も多く聞かれている。

そこで、会員企業へ、現行制度の実務上の不具合や改善点について聞き取り調査を行った。

(2) 研究開発税制

本税制の適用範囲については、2017年度税制改正で従来からの製品、技術の開発に加えて、サービスの開発が加えられた。これは産業構造におけるサービス産業のウェートが高まり、製造業内部のソフト化・サービス化・情報化の進展等を踏まえた適切な拡張であった。

そこで、本税制に対する評価や、今後の見直しの方向性について聞き取り調査を行った。

(3) 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制

わが国では急速に進む少子高齢化により、人口減少による労働力の減少が生じ、経済成長の低下が懸念されている。その中で、潜在的な労働力である女性や高齢者が、多様な働き方ができるよう企業では様々な取組がなされている。

わが国の労働環境は海外と比較しても、依然として女性の労働参加率は低い。

そこで、女性や高齢者の労働参加に資する税制の整備や労働環境整備に資する税制

の整備を推進するため、会員企業に対して、現場の声や改正要望内容について聞き取り調査を行った。

(4) 国際課税制度

多国籍企業等による国を跨いだ過度な節税行為に対する関心が高まる中、OECD は 2015 年 10 月に BEPS 対策に関する最終報告書を公表した。

わが国では、近年の税制改正において、BEPS 対応に関する改正、外国子会社合算税制の改正など相次いで改正が成されており、詳細なルール構築等に向けた検討が進んでいる。これらは、グループ企業間の移転価格に関する情報の税務当局への提出等、わが国企業にも様々な影響が及ぶとみられる。

さらに企業活動のグローバル化が進む中、進出先の税務当局との課税トラブル等も増加している模様である。

そこで、国際的にビジネスを展開する会員企業へ、国際課税や BEPS 対応に関する課題等について聞き取り調査を行った。

(5) 国土強靱化税制

現在政府では、2014 年 6 月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」の見直しが進められており、官民の防災・減災対策を推進する様々な施策について検討が進められているところである。

2019 年度の税制改正では、初めて国土強靱化に資する税制として「中小企業の防災・減災投資を促進する税制」が創設された。

今後も、これらの諸施策が大きな効果を発揮するためには、企業による自主的な防災・減災対策の推進による国土強靱化への参画が不可欠である。

そこで、会員企業に対して現状制度の評価や見直し内容について聞き取り調査を行った。

2. 調査結果

(1) 連結納税制度

アンケート調査および聞き取り調査を行った企業からは、連結納税制度の採用時にかかる子会社への対応負担や決算期の事務負担が大きい等、事務負担軽減および制度の簡素化を求める意見が一番多く聞かれた。また、グループ内の損益通算は本制度の一番のメリットであるため現状維持を求める意見も多かった。

【現行制度についての意見】

- ・ 近年の税制改正で、連結加入時のデメリット（繰越欠損金の切捨て、時価評価課税）が、一定要件を満たせば対象から外れることになり、かなり使い勝手は良くなってきている。
- ・ 連結加入時の時価評価課税について、会社の時価評価というものの、各社の見解によって金額が変わるなど判断が非常に難しいため、廃止して頂きたい。
- ・ 各子会社は親会社と設立した背景や風土が違うため、連結導入の際に決算に対する意識やレベルを親会社に合わせる教育をするのが大きな負担であった。
- ・ 申告後の修正の際、翌年度決算がスタートしていることから重複した事務に大変労力がかかるため、ある程度猶予を頂きたい。
- ・ 税務調査と決算の修正が重なった時に、子会社への対応を考えると事務負担は非常に大きいので、できる限り制度を簡素化して頂きたい。

【改善点や要望について】

- ・ 連結納税制度は、より単純且つ簡素化をお願いしたい。
- ・ 連結納税制度は産業界からのパブリックコメントとして幅広い意見集約を行った上で改正をしてもらいたい。また、現行納税者の不利益になるような改正や事務負担軽減という本来の目的を逸脱しないよう配慮をお願いしたい。
- ・ 欠損金の損益通算は、本制度の最大のメリットであるため、簡素化を図るために欠損金の取扱が後退するのは不本意であるため、配慮頂きたい。
- ・ 連結納税を導入してから、ある程度の年月が経っているため、今から大幅改正があるとシステム自体の入替を検討しないといけないのでコストがかかる。既に連結納税制度を導入している企業についても配慮を頂きたい。
- ・ 元々、連結納税制度を利用していた子会社間で合併が生じた際、どちらかの子会社は期中に「みなし申告」として単体納税を行っている。期中のみなし申告は非常に労力がかかる上に、結果として100%子会社間の話であるので、通常の決算期まで待つてもらえる等の柔軟な対応を検討して頂きたい。

(2) 研究開発税制

研究開発税制についてのアンケート調査では、研究開発分野について、サービス、製品生産プロセス、業務のAI化に関する研究開発を行っているという回答した企業が上位多数を占め、新しいビジネスチャンスを考える上で制度適用範囲の拡充を求める意見が多かった。

また、聞き取り調査では、制度の最大利用に向けた使い勝手の向上、産学連携による制度利用時の手続きの簡素化を求める意見が多かった。

- ・ 日本が継続して発展していくための政策や税制を進めることが重要。新しい事業が生まれるよう研究開発税制の範囲拡充を図って頂きたい。
- ・ まだ控除限度額を最大限利用できていないため、対象範囲が他分野にまで拡大されれば更なるビジネスチャンスを求めて利用促進が活発化する。
- ・ 業種柄(非製造業)、本税制は使えないものとして社内に浸透しているため、今後、対象範囲が広がればベンチャーや産学との新しいビジネスチャンスを求めて制度利用促進に繋がるものとする。
- ・ 現在、AIを駆使したシステム開発に莫大な投資を行っているが、本税制の前提に「顧客から対価を得ることが予定された開発」とされているため、業種柄(非製造業)すぐに顧客から対価として利益を生みにくい特質があるため、利用ができない。
- ・ 産学連携(特に大学)での共同研究開発について、本税制を利用する際に、大学側から申請手続きに伴う情報を入手しなければならず、お互いに負荷がかかっている。現在は大学から申請額をベースに税額控除を受ける仕組みとなっているため、大学側に対しての支払額をベースに手続きができるようになると、お互いの労力削減や利用促進に繋がる。
- ・ 近年の本税制における税制改正は、新しく制度利用する企業に対してのメリットが多く感じられる。以前から制度利用をしている企業に対しても配慮を頂きたい。

(3) 地域創生に資する人口減少緩和、労働参加率向上、子育て支援等の税制

人口減少、労働参加率向上、子育て支援等に資する税制についてのアンケート調査および聞き取り調査では、多くの企業が潜在的な労働力である女性に対して、税制によるインセンティブを与え、多様な働き方により労働参加できるように整備することが喫緊の課題だと言う意見がほとんどであった。また、共働きが増えてきた影響により、配偶者控除の壁が女性の労働意欲を抑制している実態も聞こえた。

- ・ 人口減少、少子高齢化の克服に向けた取り組みが促進されるような税制を検討して頂きたい。
- ・ 社員の内、女性の比率(例えば管理職の女性割合)によって企業が税額控除を受

ける仕組みにしてはどうか。

- ・ 配偶者控除の壁で、パート女性の労働意欲が抑制され、労働時間を調整しているのが実態。現在の社会情勢を見ても共働き世帯が多い事から夫婦双方がより良い働き方ができるよう制度の整備をして頂きたい。
- ・ 大企業では、税制の有無に関わらず、働き方改革に則した社内整備はなされていくと思う。むしろ、支援を本当に必要としている中小企業（特に製造業）に焦点をあて、制度構築を行わないと問題解決は不可能ではないか。
- ・ 子供がある程度自立した後、自分のキャリア形成のために就労する 50 代以降の女性が増えているため、貴重な労働力として優遇措置を講じて頂きたい。
- ・ 多様な働き手が求められている昨今、障がい者雇用促進の社会風潮があるが、国としての促進税制の対応は後手であり、あまりメリットが感じられないため、整備して頂きたい。
- ・ 働き方改革が進んでいる中、福利厚生 of 拡充を図る企業への優遇措置の創設があっても良いのではないか。また、更に働き方改革を促進するような税制の創設を期待する。

（４）国際課税制度

国際課税制度についてのアンケート調査および聞き取り調査では、専門性が非常に高いことや、用意する資料が多岐にわたること、加えて、わが国だけでなく諸外国の税制改正の影響も受けること等から、企業の負担は非常に大きく、対応に苦慮しているという意見がほとんどであった。

【外国子会社合算税制（CFC 税制）について】

- ・ ルールの実務の取扱が、徐々に明確化が進んでおり、事務手続きにも現場は慣れてきた。
- ・ 近年アメリカの連邦税において、法人税が大幅に引き下げられた影響で、タックスヘイブンと言われ、既存の現地子会社が課税対象となるのは納得いかない。
- ・ CFC 税制は、軽税率国への租税回避のための海外子会社設立抑制であるはずだが、そもそも米国や英国へ租税回避目的で子会社を設立することは考えられず、これらの国について合算課税の判定をせねばならないことに疑問を感じる。
- ・ ペーパーカンパニーに該当する可能性のある子会社が 100 社程あることから、全て申告書を作成する事務負担は非常に大きい。
- ・ CFC 税制本来の目的に立ち返り、ブラックリストやホワイトリストの導入を検討して欲しい。
- ・ 合算年度は事業年度終了から 2 か月後の合算と決まっているが、各国で申告期限

に違うことから事務負担が非常に大きいので、ある程度猶予期間が欲しい。

- ・ まだ、曖昧な解釈で当局に確認しないといけない内容のものも多いため、総合的に更なる明確化をお願いしたい。

【外国税額控除制度】

- ・ 本税制の限度額を超過した部分に対する繰越期間をもう少し延長して頂きたい。
- ・ 限度額設定をする際、試験研究費等その他控除が差し引かれる前の法人税に対して限度額設定をして頂きたい。それぞれの控除制度は創設の趣旨が違うため、同じ枠に入れられるのは不合理ではないか。
- ・ 外国税額控除制度と外国子会社配当益金不算入制度の間で、海外進出形態の相違による税負担格差を是正するよう整備をお願いしたい。

【移転価格税制】

- ・ 海外事業体の増加に伴い、移転価格調査を受ける機会が増え、事務コストや負担が大きくなっている。2か国間の相互協議により、簡単に行えるよう企業負担を考慮した見直しをお願いしたい。
- ・ 日本と関連法人がある国との移転価格税制の考え方（算定方法）が必ずしも一致しておらず、グローバルベースで見た課税リスクが払拭できないため、当局同士の合意が図れるよう、日本当局からの積極的な働きかけをお願いしたい。
- ・ 二重課税で現地国に訴訟等へ発展した場合、当局間で事前協議を行い、企業への負担軽減をお願いしたい。
- ・ ローカルファイルは、本当に全ての拠点について作成せねばならないのかという点が疑問である。必要かどうか分からない、調査に来てもあまり参考にしないものを、企業にコストをかけさせて作成を求めることには納得できない。
- ・ ローカルファイル作成の対象が50社程あるため、もう少し対象を絞って、簡素化してもらえると事務負担軽減に大きく繋がる。
- ・ 作成・提出義務のある資料について、ここまではやらなくて良い、これらは作成不要など、一定の線引きが欲しい。
- ・ 各国によって、提出期限にバラつきがあるため世界で統一して頂きたい。
- ・ 新興国との相互協議の際、相手国が何らかの理由をつけ、なかなか協議に応じないケースがあるため、租税条約で逃げ道などを無くして頂きたい。
- ・ 3月末にグループ会社の確定報告をするようになっているが、3月中に会社の再編が大きく動くことが多いので、もう少し配慮を頂きたい。

【国際課税を巡る現地当局とのトラブルについて】

- ・ 国際課税における国同士の調整や租税条約ネットワークの拡大等の対応強化に努めて頂きたい。
- ・ 新興国（インド、インドネシア、ベトナム、メキシコ、など）を中心に理不尽な課税が多く、訴訟や二国間での協議を行っている事例が多数ある。
- ・ 理不尽な課税は、未然に防ぐことが大前提であるため、当局同士でしっかりと対応していただきたい。
- ・ 新興国は納税者の負担をあまり考えず、企業側に押し付けるだけ押し付けてくるため、特に対応を望む。

（５）国土強靱化税制

国土強靱化税制についてのアンケート調査および聞き取り調査では、防災・減災の設備投資計画は、展開中と答える企業が最も多かったものの、優遇措置の対象範囲が拡大されれば、防災・減災に対する意識が更に強くなり、設備投資も前向きに検討されるのではないかという意見が多く聞かれた。

- ・ 地震や津波のみならず、ゲリラ豪雨による都市・地方水害や河川氾濫など、他の自然災害にも範囲を広げ、防災・減災対策を検討して頂きたい。
- ・ 防災・減災に向けた設備投資は順次進めている状況。まだ計画が途中段階であり、優遇措置の幅を広げてもらえれば非常にありがたい。
- ・ 優遇制度に該当するような防災設備で一部過去に導入済みのものがあり、利用促進に向けた優遇制度自体の周知があまりなされていないように思える。
- ・ 2019年度税制改正で創設された「中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制優遇措置」の対象設備で自家発電機の導入を検討したが、危険性の高いエネルギーの取扱が懸念されており、それに代わる大型バッテリー装置など多岐にわたる設備を対象に入れて頂きたい。
- ・ 企業の設備投資計画の中で、生産活動に資する設備投資がどうしても優先している。防災・減災に対する設備投資の優先度を上げるためには、制度の周知徹底を図ると共に、建屋などの施設設備にも適用範囲を拡大し、より使い勝手のよいものにして頂きたい。
- ・ 「浸水対策の嵩上工事」にも何らかの優遇措置を設けて頂きたい。

以 上